様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　年　　月　　日

三種町長　様

三種町移住支援金交付申請書

三種町移住支援金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、移住支援金の交付を申請します。

申請額　　　　　　　　　　　　円

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性　別 | 生年月日 |
| 氏　　名 |  |  | 年　月　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電　話 番　号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金 の　種　類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族のうち１８歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、申請先市町村に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (テレワークの場合のみ記載） 三種町への移住の意思について |  | Ａ．自己の意志である |  | Ｂ．命令等によるものである |
| （テレワークの場合のみ記載）  移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |

※各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒 |

５　（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京２３区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 就業先 | 就業地 |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住　　　所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度／行くことはない／その他（　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| ※職員使用欄 | 【本人確認書類】□マイナンバーカード　□運転免許証　□その他（　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（県及び市町村使用欄） |  |

（別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領に関する報告及び立入調査について、秋田県及び三種町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び三種町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に町外に転出した場合：全額

（３）秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に町外に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（別紙２）

第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

秋田県及び三種町は、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、秋田県及び三種町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告、県内移動の場合における適切な居住地把握等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。